一般社団法人全日本かるた協会支部規程

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の定款第３条に基づき、本協会の支部に関する規程を定めるものである。

（支部の設置）

第２条　本協会の業務運営及び連絡調整の円滑化を図るため、支部を置く。

２　各支部が所管する都道府県は各号のとおりとする。

（１）　北海道・東北支部（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）

（２）　関東支部　（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

（３）　甲信越支部（新潟、山梨、長野）

（４）　東海支部　（静岡、岐阜、愛知、三重）

（５）　北陸支部　（富山、石川、福井）

（６）　近畿支部　（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）

（７）　中国支部　（鳥取、島根、岡山、広島、山口）

（８）　四国支部　（徳島、香川、愛媛、高知）

（９）　九州支部　（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

３　海外で活動するかるた会は本協会が直接所管し、支部に所属しない。

（支部の役割）

第３条　支部は、所管する都道府県で組織された都道府県かるた協会を通じて、

　支部内の小倉百人一首かるたの状況を掌握するとともに、一層の普及に努める。

２　支部は、所管の都道府県かるた協会の会長を招集し、定期的に会議を開催し、小倉百人一首競技かるたの普及策を協議するとともに、本協会への運営等に対する意見・要望をとりまとめる。

３　支部は、本協会の掲げる事業計画のうち、講演会、講習会等を実施する。

（支部の役員）

第４条　支部に次の役員を置く。

（１）支部長　　　　　　　１名

（２）副支部長　　　　　　必要な人数

（３）支部会計　　　　　　１名

２　支部長は、支部に所属する正会員の中から会長が任命する。

３　副支部長及び支部会計は、支部長が指名する。

（支部役員の職務）

第５条　支部長は、支部を代表して本協会の支部長会議に出席し、本協会の運営等に関する意見を述べることができる。

２　副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した順序により、その職務を代行する。

３　支部会計は、支部の会計を管理する。

４　支部長及び副支部長は、支部会計を兼務することはできない。

（支部役員の任期）

第６条　支部役員の任期は、２年とし再任を妨げない。

（規程の改廃）

第７条　この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

（補　則）

第８条　この規程に定めるもののほか、本協会の支部に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附　則

　　この規程は、２０１６年４月１日から施行する。

２　この規定は、２０２１年４月１日から改定施行する（改定箇所：静岡支部の廃止、東海支部に静岡県を追加）